

第 1 回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会 会議要旨

- 1 日 時 平成 21 年 1 月 29 日 (木) 午前 10 時 ~ 午前 11 時 30 分
- 2 場 所 大阪 WTC ビル 40 階 大阪市港湾局 第 40 5・6 会議室
- 3 出席者
(委員)
野呂委員、浦田委員、中野委員、來田委員、加藤委員 (欠席)
(事務局)
港湾局長、経営管理部長、計画整備部長、総務担当課長、海務担当課長、防災・管理
担当課長、環境整備担当課長、海務担当課長代理
- 4 議 題
 - (1) 委員長互選
 - (2) 委員長代理の指名
 - (3) 傍聴要領
 - (4) これまでの経過
 - (5) 今後の検討内容
 - (6) 今後のスケジュール
- 5 議事要旨
 - (1) 委員長については、委員の互選により、野呂充氏に決定した。
 - (2) 委員長代理については、委員長の指名により、浦田萬里氏に決定した。
 - (3) 原案どおり、傍聴要領を決定した。
 - (4) 事務局よりこれまでの経過、今後の検討内容及びスケジュールについて説明を行った。
- 6 会議資料
 - (1) 港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会 委員名簿
 - (2) " 開催要綱
 - (3) " 傍聴要領 (案)
 - (4) " 資料
 - (5) 大阪市港湾施設条例
 - (6) 立入禁止区域 (当初案) 及び保安対策対象埠頭施設位置図
- 7 お問合せ先
大阪市港湾局経営管理部海務担当
〒552-0022 大阪市港区海岸通 3-4-28
電話 : 06-6571-1966 FAX : 06-6571-1992

第1回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会

日時：平成21年1月29日（木） 午前10時～午前11時30分

場所：大阪WTCビル40階 大阪市港湾局 第405・6会議室

出席者（敬称略）

委員：野呂 充

浦田 万里

中野 正子

來田 仁成

加藤 邦生（欠席）

会議次第

- 1 開会
- 2 委員長互選
- 3 委員長あいさつ
- 4 委員長代理の指名
- 5 議事
- （7）傍聴要領
- （8）これまでの経過
- （9）今後の検討内容
- （10） 今後のスケジュール
- 6 閉会

会議の概要

挨拶要旨（大阪市港湾局長 川本 清）

- ・立入禁止区域の指定については、8月に意見公募で大阪市の案を発表し、最終的には1300件を超える意見が提出され、非常に大きな反響があった。
- ・11月には釣り関係の団体からの要望があり、12月に団体との協議を行った。
- ・管理者責任と自己責任のあり方やすべてを立入禁止にするのではなく、開放できるところは市民に開放してもよいのではないかといった意見もあった。
- ・港湾局では、昭和40年代の後半から、市民への海辺の開放という観点から、野鳥園、魚釣り園、海浜緑地等の整備を行ってきたが、最近では、釣りを中心としたリフレッシュに関する需要も非常に高まっている。
- ・港湾作業など、港湾関連活動への影響を十分に勘案したうえで、市民のリフレッシュ需要との調和、協働を図っていけるような結論を出していきたい。
- ・以上のことから、それぞれの立場から、様々なご意見を頂きたい。

委員長互選

- ・委員長については、委員の互選により、野呂充氏に決定した。

委員長代理の指名

- ・委員長代理については、委員長の指名により、浦田萬里氏に決定した。

議事

- ・原案どおり、傍聴要領を決定した。
- ・事務局よりこれまでの経過、今後の検討内容及びスケジュール等について説明を行った。

委員からの意見等

【これまでの経過について】

< 来田委員 >

- ・ このように公開の席でご検討いただけるのは、わが国の港湾の歴史始まって以来のことであり、非常に高く評価しており、感謝している。
- ・ これまで、魚釣りとは港の関係は非常に曖昧なものであったが、何らかのものさしが必要であり、我々も、ごみ問題等でご迷惑をおかけしてきたことにお詫びを申しあげなければならないし、何らかの対策を自らの手で打ち出していかなければならない。
- ・ 自己責任については、明文化されたものはないが、慣習として、魚釣りで水辺に近づく以上、自らの責任であるということは、釣り人の間では当然のことであると考えられているが、実際管理責任を問われる港湾局にとっては大変なことである。
- ・ これから人工海浜が日本全国に広がっていく以上、市民が自由に海と接触できる場所が皆無となっていくことは由々しき問題である。
- ・ 釣り人の延べ人口は 5600 万人。厚生省のレジャー白書によるとわが国の釣り人口は 1570 万人。釣り団体の調べでは大阪市内の釣り人口は 15 万人である。
- ・ 大阪港では、SOLAS 条約による立入禁止区域に今回の立入禁止区域（当初案）をあわせると、魚釣り公園を除き、ほぼ全域で釣りが禁じられてしまう。
- ・ 決して入浜権とか公有水面で無主物を捕獲する自由など、そういう部分にまで踏み込んで要求するということではなく、市民としてのささやかな立場と大きな反省を基礎に、皆様にご理解を頂きたいというのが私どもの趣旨である。

【今後のスケジュールについて】

< 来田委員 >

- ・ 2 月に実施予定の現場視察は立入禁止区域（当初案）の防波堤や護岸に限定して行うのではなく、緑地も視察できないか。

< 事務局 >

- ・ 検討会では防波堤や護岸だけでなく、緑地についても議論していただければと考えているので、現場視察に組み込んでよい。

【36 施設の概要説明について】

< 来田委員 >

- ・ 今説明いただいた施設をどのようにすべきかという議論は、2月の現場視察を終えた後にさせていただくこととして、本日は各施設がこのような状況であるということで聞いておく。
- ・ また、緑地の有効利用も考えていただきたい。そのために現地視察にも是非とも組み込んでもらいたい。

【まとめ】

< 野呂委員長 >

- ・ 今後の現場視察を行うにあたって、全施設を視察するのは困難なため、省けるところは省くなど、合理的に現場視察ができるよう、委員長と事務局が調整して決定したい。